

鈴鹿市こども条例 逐条解説

鈴 鹿 市

目次

前文

第1章 総則

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（基本理念）

第2章 こどもの大切な権利

第4条

第3章 責務及び役割

第5条（市の責務）

第6条（保護者の役割）

第7条（市民の役割）

第8条（育ち学ぶ施設の関係者の役割）

第9条（事業者の役割）

第4章 基本的施策

第10条（こどもの意見表明及び社会参加の促進）

第11条（切れ目のない支援）

第12条（子育て家庭への支援）

第13条（こどもの状況に応じた支援）

第14条（こどもの居場所づくり）

第15条（こどもの安全及び安心を守る取組の推進）

第16条（相談体制の充実等）

第5章 施策の推進

第17条（計画の策定等）

第18条（広報及び啓発）

第6章 雑則

第19条（委任）

参考資料

●「こども」の表記について

この条例では「こども」という表記で統一していますが、他の法律や条例などにおいて「子ども」や「児童」と表記されているものについては、それぞれ「子ども」「児童」と記載しています。

こどもは、一人ひとりが今を生きるかけがえのない存在です。

こどもは、一人ひとりが無限の可能性に満ちた存在です。

そして、こどもは、生まれながらに権利の主体として尊重されるべき存在です。

全てのこどもには、人種、国籍、性別、心身の障がい等にかかわらず、いかなる差別も受けることなく、幸せに生き、健やかに育ち、学び、暴力や不当な扱いから守られ、自由に意見を表明し、多様な活動に参加する権利が保障されなければなりません。

しかし、現実には、いじめや差別、虐待、貧困等、困難な状況の中で苦しんでいるこどもがいます。こどもは、自分らしく安心して過ごすことができる場所や時間を必要とし、そして、自らの思いや意見が十分に尊重されることを求めています。

私たちは、こどもの声を聴き、こどもの困難を取り除き、こどもが安心して健やかに育つことができる環境をつくります。そして、こどもが自らを大切に思い、人を大切に思う心を育み、こども自身が自分たちの権利について知り、考え、意見を表明し、参加することができる社会を築いていきます。

ここに、私たちは、日本国憲法をはじめ、児童の権利に関する条約、こども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、こどもの権利を守り、その健やかな育ちを社会全体で支え合うことにより、将来にわたって、こどもたちが夢と希望を持ち、自らの可能性を最大限に発揮し、地域の一員として共に育つことができる鈴鹿市を目指し、この条例を制定します。

【解説】

前文は、条例制定に係る背景や趣旨、目的などを記述し、各条文を規定するうえでの基本的な考え方や目指すべき方向性を示しています。

まず初めに、この条例におけるこどものあるべき姿について記載しています。児童の権利に関する条約を踏まえ、こどもが権利の主体であることを明らかにし、同条約が定める様々なこどもの権利が保障されなければならないことを示しています。

しかし、現実にはこどもの権利が守られていない場面や状況が存在します。また、この条例を制定するに当たり、こどもたちへ意見聴取を行ったところ、寄せられた意見を通して、こどもたちは、「自分らしく安心して居られる場所がほしい」、「自分たちの意見を尊重してほしい」と考えていることが分かってきました。

こどもを取り巻く環境は複雑化、多様化しており、保護者だけで問題を解決することが難しい様々な課題も生じています。これらの課題の解決を図るため、この条例では、私たち鈴鹿市民が、こどもや子育てをする人たちに寄り添い、様々な立場の人や団体が、それぞれの役割を認識し協力していく意思を示しています。

そして、市民とともに、こどもの権利をまもり、社会全体でこどもの健やかな成長を支え合うことにより、全てのこどもが将来に夢と希望を持って生きることができるまちづくりを進めるため、鈴鹿市が条例を制定することを宣言しています。

●「児童の権利に関する条約」について

世界中すべてのこどもたちがもつ人権（権利）を定めた条約で、「子どもの権利条約」とも呼ばれています。1989年11月20日、国連総会において採択されました。この条約を守ることを約束している「締約国・地域」の数は196。世界で最も広く受け入れられている人権条約です。日本は1990（平成2）年9月21日にこの条約に署名し、1994（平成6）年4月22日に批准を行いました。

こどもは「弱くておとなから守られる存在」という考え方から、それだけではなくて、こどもも「ひとりの人間として人権（権利）をもっている」、つまり、「権利の主体」だという考え方に大きく転換させた条約です。こどもを権利の主体ととらえ、おとなと同様にひとりの人間として持つ様々な権利を認めるとともに、おとなへの成長の過程にあっては、特別な保護や配慮が必要な面もあることから、こどもならではの権利も定めているというのが、この条約の特徴です。

（公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページより）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、こどもの健やかな育ちに関し、基本理念を定め、こどもの大切な権利、市の責務並びに保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者（以下「保護者等」といいます。）の役割を明らかにするとともに、こどもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる事項を定めることにより、こどもの権利を守るとともに、こどもの健やかな育ちを支援し、もって全てのこどもが将来に夢と希望を持って生きることができる社会の実現に寄与することを目的とします。

【解説】

本条では、この条例の内容の概要を示すとともに、制定の目的を規定しています。

- ・ こどもの健やかな育ちに関して基本理念を定める（第3条：基本理念）
- ・ こどもの大切な権利を明らかにする（第2章：こどもの大切な権利）
- ・ 市の責務や保護者等の役割を明らかにする（第3章：責務及び役割）
- ・ こどもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる事項を定める（第4章：基本的施策）

これらにより、全てのこどもが健やかに成長できる社会の実現を目指します。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) こども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいいます。
- (2) 保護者 親及び親に代わりこどもを養育する者をいいます。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者（こどもを除きます。）をいいます。
- (4) 育ち学ぶ施設 市内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他のこどもが育ち、学ぶことを目的とする施設をいいます。

【解説】

本条では、この条例を解釈するうえで必要な用語の定義を規定しています。

第1号：こども

児童の権利に関する条約が対象年齢を18歳未満としていること^(※)や、民法の成年年齢が18歳に改正されたことなどを踏まえて、子ども・子育て支援法第6条第1項^(※)におけるこどもの定義と同じく、この条例でも、原則として18歳未満としています。ただし、引き続き権利を認めることが適当であると考えられる事例（居場所づくりや意見表明、社会参加など）については、ここで定義されている時期を過ぎても対象とします。

なお、こども基本法では、こどもを「心身の発達の過程にある者」としています^(※)。

第2号：保護者

こどもの定義と同じく、子ども・子育て支援法第6条第2項^(※)の保護者の定義を踏まえて定義しています。また、親権を行う父母や養親だけでなく、死亡等により親権者がいない場合の未成年後見人のほか、こどもを実際に監護している里親や児童養護施設の長などが含まれます。

第3号：市民

住民票がある市民だけでなく、市外から鈴鹿市内の職場や学校へ通勤、通学している方も大勢います。また、鈴鹿市で活動しているコミュニティや事業者に属している方々や集団も、社会において様々な役割を担っています。そのため、鈴鹿市に住民票がある方や居住されている方だけでなく、こども・子育てに関する支援活動を行っている団体など、鈴鹿市を活動の現場とされている方々も、この条例の対象に含めて定義します。

第4号：育ち学ぶ施設

鈴鹿市内に所在がある、児童福祉法第7条第1項^(※)に規定する保育所、認定こども園、児童養護施設、障害児入所施設や、学校教育法第1条^(※)に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校などのほか、こどもが育ち、学ぶことを目的として通所し、通学し、入所し、又は利用する施設をいいます。放課後児童クラブや児童センター、また、社会教育法に規定する公民館や図書館なども含みます。

※ 30 ページに、それぞれ関連する条文を掲載しています。

(基本理念)

第3条 こどもの健やかな育ちの支援は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければなりません。

- (1) こどもが差別を受けることなく、権利の主体として尊重されること。
- (2) こどもに関することを決める場合は、こどもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- (3) こどもが適切に養育され、生活が保障され、自分らしく生き、自らの可能性を伸ばして健やかに育つことができること。
- (4) こどもが、その年齢及び発達の程度に応じて、自らに関わる事項について意見を表明し、主体的に社会に参加する機会が確保されること。
- (5) こども及びその保護者が必要な支援を受け、家庭や子育てに夢を持ち、その喜びを実感することができる環境を整備すること。
- (6) 市及び保護者等がそれぞれの責務又は役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協力することにより、社会全体でこどもの健やかな育ちを支えること。

【解説】

本条では、こどもの健やかな育ちの支援を行うに当たっての基本的な理念を示しています。児童の権利に関する条約の4つの原則（10 ページ）や、こども基本法の基本理念（32 ページ）を踏まえて規定しています。

第1号では、こどもが国籍、性別、障がいの有無、社会的地位などによって不当な差別を受けることがないことを規定しています。また、児童の権利に関する条約では、こどもを単に保護される対象とするだけでなく、権利を行使する主体であると捉えており、基本的人権の保障や個人の尊重を掲げる日本国憲法と同様の考え方であることから、この条例においても、「こどもを権利の主体として尊重すること」を基本的な考え方の1つとしています。

第2号では、こどもに関係のあることが決められ、行われるときには、こどもにもっともよいことは何かを第一に考えることを規定しています。こどもは成長過程にあるため、保護や育成の観点から常にその利益を第一に考慮することが重要です。

第3号では、こどもの生活が保障され、健やかに成長できることを規定しています。こどもが安心して生活し、適切な養育を受けられ、こどもが持つ能力を最大限に発揮できる環境を整えることが求められます。

第4号では、こども自身に直接関係する全ての事項について、こどもが年齢や発達に応じて意見を表明し、主体的に社会に参加する機会が確保されることを規定しています。こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。こどもの意見表明や社会参加は、自己肯定感や社会性の発達に寄与し、持続可能な社会の形成にも不可欠です。学校の活動、地域のイベント、政策決定の場などにおいて、こどもの声を反映させるための環境づくりが必要です。

第5号では、子育て家庭が孤立することなく、こどもとその保護者を一体として支援する重要性を示し、子育てをする者、しようとする者が、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるよう、社会環境を整備することを規定しています。

第6号では、関係者の責務と役割、連携について規定しています。こどもの健全な育成には、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者など多様な主体の協力が不可欠であり、すべての関係者が連携しながら、社会全体でこどもを見守り、その成長を支えることの重要性を示しています。

●児童の権利に関する条約の4つの原則について

児童の権利に関する条約の基本的な考え方は、次の4つで表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆるこどもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、「原則」としてとされています。

○差別の禁止（差別のないこと）→ 児童の権利に関する条約第2条^(※)

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

○こどもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）→ 同第3条^(※)

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

○生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）→ 同第6条^(※)

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

○こどもの意見の尊重（こどもが意味のある参加ができること）→ 同条約第12条^(※)

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

（参考：公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ）

※ 条文については、31 ページに掲載しています。

第2章 こどもの大切な権利

第4条 児童の権利に関する条約に掲げるこどもの権利のうち次のものは、特に大切なものとして保障されなければなりません。

- (1) 差別されない権利
- (2) 安心して生き、自分らしく育つ権利
- (3) 自分の意見を表明し、社会に参加する権利
- (4) あらゆる暴力から守られる権利
- (5) 必要な医療等を受ける権利
- (6) 社会保障を受ける権利
- (7) 教育を受ける権利
- (8) 休み、遊ぶ権利

【解説】

こどもの権利とは、こどもの人権と同じ意味です。こどもは生まれながらに人権（権利）をもっていて、それは、義務と引き換えに与えられるものではなく、また、何かをしないと取り上げられるものでもありません。

本条では児童の権利に関する条約が定めているこどもの権利について、本市において特に大切なものとして保障されなければならない8つの権利を示しています。こどもたちの状況を踏まえ、そして、意見聴取で表明されたこどもたちの思いや願いを受けとめ、とりわけ本市のこどもたちにとって大切に尊重されるべき権利として整理しています。

なお、この条例で「こどもの権利」という場合は、児童の権利に関する条約に定められた権利全般を指すものであり、本条にとりあげた権利だけが、他の条文におけるこどもの権利の定義ではありません。

また、児童の権利に関する条約では、本条で示すこどもの大切な権利について、それぞれ次のとおり示されています。

(1) 差別されない権利（児童の権利に関する条約第2条：差別の禁止）

すべてのこどもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。こどもは国の違いや性のちがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

(2) 安心して生き、自分らしく育つ権利（同第6条：生きる権利・育つ権利）

すべてのこどもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

(3) 自分の意見を表明し、社会に参加する権利（同第12条：意見を表す権利）

こどもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、こどもの発達に応じて、十分考慮されなければなりません。

(4) あらゆる暴力から守られる権利（同第19条：あらゆる暴力からの保護）

どんなかたちであれ、こどもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国はこどもを守らなければなりません。

(5) 必要な医療等を受ける権利（同第24条：健康・医療への権利）

こどもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

(6) 社会保障を受ける権利（同第26条：社会保障を受ける権利）

こどもは、生活していくのに十分なお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。

(7) 教育を受ける権利（同第28条：教育を受ける権利）

こどもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべてのこどもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、こどもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

(8) 休み、遊ぶ権利（同第31条：休み、遊ぶ権利）

こどもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。

（参考：公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ「日本ユニセフ協会抄訳」）

第3章 責務及び役割

(市の責務)

第5条 市は、第3条の基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、国及び他の地方公共団体と連携し、こどもに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとします。

2 市は、こどもに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、こども又は保護者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとします。

3 市は、保護者等と協働し、保護者等がその役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとします。

【解説】

本条は、市の責務をより明確にしたものです。他の関係者と異なる点として、市の場合は「責務」を明記し、こども・子育て支援についてより強い責任を持つことを示しています。

なお、この条例では、議会も含めて「市」としています。

第1項では、基本理念にのっとり、こどもに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを規定しています。

第2項では、こども基本法第11条^(※)の規定の趣旨を踏まえ、こどもに関する施策の実施等に際し、こども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを規定しています。

第3項では、保護者等との協働に努め、保護者等がその役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うことを規定しています。

※ 条文については、33ページに掲載しています。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子育てについての第一義的責任を有するものとして、基本理念にのっとり、必要な支援を受けながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとします。

- (1) こどもの権利を守り、その年齢及び発達に応じた養育を行うこと。
- (2) こどもが自分を大切にすることが育み、豊かな人間性及び社会性、基本的な生活習慣等を習得することできるよう、家庭の環境づくりを行うこと。

【解説】

本条では、こどもの健やかな育ちを支える上での、保護者の役割について規定しています。

子育てについては、児童の権利に関する条約は第18条^(※1)において「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する」と規定しており、こども基本法第3条^(※2)においても「こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下」と規定しています。

本条でも、子育てについて保護者にまず責任があることを認識し、市をはじめとして、周囲から必要な支援や協力を得ながら、その役割を果たすよう努めるものとしています。

第1号では、こどもの権利を守り、こどもの年齢及び発達に応じた養育を行うことを規定しています。

第2号では、自分を大切にすることが育み、豊かな人間性及び社会性、基本的な生活習慣等を習得することできるよう、家庭の環境づくりを行うことを規定しています。

※1 条文については、33 ページに掲載しています。

※2 条文については、32 ページに掲載しています。

(市民の役割)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとします。

- (1) 社会全体でこどもの健やかな育ちを支えることについて理解を深めること。
- (2) こどもが安全で安心して生活し、かつ、保護者が子育てしやすい地域の環境づくりに努めるとともに、こどもが地域の活動に参加することができる機会を提供すること。

【解説】

本条では、こどもの健やかな育ちを支える上での、市民の役割について規定しています。

第1号では、社会全体でこども・子育て支援を行うことについて理解を深めることを規定しています。

第2号では、こどもが安全で安心して過ごすことができ、保護者が安心して子育てをすることができる地域の環境づくりに努めることや、地域がこどもたちの人間性や社会性を育む場であることを踏まえ、こどもが地域の活動に参加し、様々な交流や体験ができる機会を提供することを規定しています。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第8条 育ち学ぶ施設の関係者は、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとします。

- (1) こどもがその年齢及び発達に応じて、主体的に育ち、及び学ぶことができるよう必要な支援を行うこと。
- (2) こどもがその権利を学び、及び理解するとともに、自己及び他者の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援を行うこと。
- (3) こどもの安全を確保するとともに、こどもが安心して育ち、及び学ぶことができる環境づくりを行うこと。

【解説】

本条では、こどもの健やかな育ちを支える上での、育ち学ぶ施設の関係者の役割について規定しています。

育ち学ぶ施設は、こどもが多く時間を過ごす場所であり、その関係者は保護者以外でこどもと日常的に関わる立場にあることから、こどもの権利保障の取組を進める上でも、その果たす役割は重要です。

第1号では、こどもの年齢及び心身の発達に応じて、こどもが主体的に考え、行動し、学ぶことができるよう、必要な支援を行うことを規定しています。

第2号では、こどもが自分の権利について学び、理解し、自分と他人が持つ権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援を行うことを規定しています。

第3号では、こどもの安全を確保し、安心して成長し、学ぶことができる環境づくりを行うことを規定しています。

（事業者の役割）

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者が安心して仕事と子育てとを両立することができるよう職場の環境づくりに努めるとともに、地域におけるこどもの健やかな育ちのための取組に協力するよう努めるものとします。

【解説】

本条では、こどもの健やかな育ちを支える上での、事業者の役割について規定しています。

子育てに関する理解を深め、雇用する労働者が仕事と子育てを両立できる職場環境の整備を行うことにより、こどもや子育て家庭を支援し、また、地域を構成する一員として、こどもに関する地域の行事や、こどもの社会性を育む活動など、こどもの健やかな育ちのための取組に協力するよう努めるものと規定しています。

第4章 基本的施策

（こどもの意見表明及び社会参加の促進）

第10条 市は、こどもが社会の一員としてその意見を表明し、社会に参加する機会を設けるものとします。

2 市は、こどもの意見表明及び社会参加を促進するため、こどもの意見を尊重し、その主体的な活動を支援するものとします。

3 市は、こどもに関する施策について、こどもが理解を深め、その意見を表明することができるよう、こどもの視点に立った分かりやすい情報の提供を行うものとします。

【解説】

本条では、こどもの権利が尊重され、こどもの健やかな育ちの支援を推進していく上でもっとも大切なことである、こどもの意見表明や社会参加の促進について規定しています。

こどもたちへの意見聴取でとても多かったのが「自分たちの意見をもっと聞いてほしい、尊重してほしい」という声です。このことは、市が行う施策としてだけではなく、この条例の方向性を示す上でもっとも大切な事項として捉えており、基本理念（第3条）や市の責務（第5条）でも、こどもの意見表明に関する規定を設けています。

第1項では、こどもの意見表明や社会参加の機会を設けることを規定しています。

第2項では、こどもの意見表明や社会参加の促進のため、こどもの意見を尊重し、こどもの主体的な活動を支援することを規定しています。

第3項では、こどもが自らの権利や受けられるべき支援を知り、理解を深め、意見表明ができるよう、こどもの視点に立ち、こどもが理解しやすい言葉や方法で情報の提供を行うこととしています。

様々な状況にあるこどもが、自らの意見を形成し表明できるよう努めるとともに、こどもが社会に参加する機会を確保し、こどもの意見を施策へ反映するための仕組みをつくることで、こどもの自主性や自己肯定感、社会参画意識などの醸成につなげていきます。

●こどもたちへの意見聴取について

この条例を制定するに当たり、市内の公立小・中学校に通う児童生徒を対象に、条例骨子案^(※1)についての意見募集を行いました。

第2章「こどもの大切な権利」と第4章「基本的施策」の内容について、こどもたちから自由に意見を募ったところ、「こどもが意見を言える場をつくってほしい」という声や、「こどもの居場所をつくってほしい」という声をたくさんいただきました。また、「相談窓口をもっと充実させてほしい」という声もあり、これらはこどもたちの心からの願いだと受け止めています。

このほか、この条例の内容をたくさんの人に知ってもらうための取組について聞いたところ、「今回のようにこどもの意見を聞く機会が増えるといい」との意見も多くみられました。

鈴鹿市こども議会^(※2)では、市がこども条例の制定を進めるに当たり、「安全・安心の確保に取り組むこと」「安心して過ごせる場所を整備すること」「すべての人にとって住みやすいまち、やさしいまちを目指すこと」とする提言が行われ、市に対して、これらを実現できるような条例を制定してほしいとの意見をいただきました。

私たちは、こどもの意見を一つひとつ受け止め、条例に反映させるための検討を重ね、この条例を制定しています。こどもの意見表明や社会参加の促進を条例における基本的施策のまんなかに据え、こどもの権利保障やこどもの健やかな育ちの支援を推進していきます。

※1 条例骨子案

条例全体の骨組みとなる大まかな案として、条例に盛り込むことが望ましいとされる内容（目的、基本理念、それぞれの役割や施策・取組など）を示したものです。

※2 鈴鹿市こども議会

主権者として求められる力を育成する教育（主権者教育）の一環として、こどもたち自身が地域の諸課題について考え、活動するための取組で、本市では教育委員会事務局が中心となり実施しています。本市の小・中学生が、地域づくり、環境問題、教育など様々な視点から政策の提案を行い、こどもたちの政治意識を高め、社会参加にもつながっています。

(切れ目のない支援)

第11条 市は、市民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに育つことができるよう、妊娠、出産及びその後の子育て並びに子どもの育ちにおける様々な段階に応じ、切れ目のない支援を行うものとします。

【解説】

本条では、市が、妊娠や出産、その後の子育ての期間における保護者への支援や、子どもの成長段階や状況に応じた子どもへの支援など、切れ目のない子ども・子育て支援に取り組むことを規定しています。

市が設置する「鈴鹿市子ども家庭センター」では、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした継続的・包括的支援を行っており、妊娠・出産・子育てに関する相談のほか、子どもの発達状態、児童虐待などに関する問題に対応します。母子保健分野と児童福祉分野のそれぞれの支援を一体的に行うことで連携を深め、これまで以上にすべての人が安心して子どもを生み育てられる、子ども・子育てにやさしい社会の実現を目指します。

(子育て家庭への支援)

第12条 市は、保護者が安心して子育てをし、及びその役割を果たすことができるよう、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、子育て家庭に対し、それぞれの家庭の環境や状況に応じ、必要な支援を行うものとし、ます。

【解説】

本条では、市民等との連携により、市が保護者に対して必要な支援を行うことを規定しています。

ひとり親家庭や外国にルーツを持つ家庭、障がいや病気などで介護が必要な家族がいる場合、また、家族形態の多様化や共働き世帯の増加を背景に、地域の中で子育て家庭が孤立するなど、それぞれの家庭が抱える課題は様々です。

市は、保護者が安心して子育てができるよう、その家庭の状況に応じた必要な支援を行います。

(こどもの状況に応じた支援)

第13条 市は、保護者等と連携し、こどもに対する虐待、いじめ及び体罰の未然防止及び早期発見に努めるものとします。

2 市は、保護者等と連携し、こどもの不登校及びひきこもりに関する課題の解決に努めるものとします。

3 市は、保護者等と連携し、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども、経済的に困難な事情にある家庭のこどもその他の困難な問題を抱えるこどもの把握に努めるものとします。

4 市は、個別に支援が必要であると考えられるこどもに対し、そのこどもの状況に応じ、必要な支援を行うものとします。

【解説】

本条では、こどもが置かれた状況に応じて、保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携して市が行う支援について規定しています。

第1項では、こどもに対する虐待、いじめ、体罰に関し、未然に防止し、早期の発見に努めるとしています。

第2項では、こどもの不登校やひきこもりに関し、課題の解決に努めるとしています。

第3項では、ヤングケアラーや、経済的に困窮している家庭のこどものほか、障がいのあるこどもや外国にルーツを持つこどもなど、社会生活を営む上で困難を有するこどもの把握に努めるとしています。

第4項では、市は、第1項から第3項までに示すそれぞれの状況にあるこどもに対し、その状況に応じた必要な支援を行うと規定しています。

一人ひとりが抱える困難の状況を踏まえ、関係者が連携して、継続した支援に取り組む必要があります。

(こどもの居場所づくり)

第14条 市は、次に掲げるこどもの居場所を確保するものとします。

- (1) こどもが自分らしく安心して過ごすことができる場
- (2) こどもが安心して休息し、遊び、学び、及び活動することができる場
- (3) こどもが安心して集い、他のこども及び市民と交流することができる場

【解説】

本条では、市が行う、こどもの居場所づくりについて規定しています。

こどもたちへの意見聴取では、「自分らしく安心して居られる場所がほしい」との声を最も多く確認しました。こどもが求める居場所のかたちは様々であることから、本条では、こどもたちの意見を参考に、目的に応じて第1号から第3号に分けて定めています。こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともに居場所づくりを行うことが重要です。

こどもたちが自由に過ごし、食事や学習、団らんなどの交流を通じて、地域の中で安全に安心して健やかに生活できる居場所づくりを行うとともに、既にこうしたこどもの居場所を提供している団体や、保護者などとも連携し、協力し合える環境づくりにも努めます。

(こどもの安全及び安心を守る取組の推進)

第15条 市は、こどもが健やかに育ち、安全で安心して生活することができるよう、こどもを犯罪、事故、災害その他の危害から守る取組を推進するものとしします。

【解説】

本条では、地域における安全・安心をこどもに保障するための市の取組について規定しています。

通学路における安全の確保はもちろん、こどもたちがインターネット上でのトラブルや犯罪に巻き込まれることのないよう、犯罪、事故、災害の被害その他こどもを取り巻く全ての有害及び危険な環境からこどもを保護するための対策を講じ、こどもが安全に安心して暮らすことができるよう様々な取組を行います。

(相談体制の充実等)

第16条 市は、こども及びその家族が安心して相談することができるよう、こどもに関する相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携し、速やかに相談に対応し、こども及びその家族に対し必要な支援を行うものとします。

2 市は、こどもに関する相談をすることができる市及び関係機関の相談窓口の周知を図るものとします。

【解説】

こどもたちへの意見聴取では、「相談窓口をもっと充実させてほしい」との意見がありました。こどもの権利を守り、こどもの健やかな成長を支えるため、本条では、相談体制の充実等について規定しています。

第1項では、こどもやその家族が安心して相談できるよう、市は相談体制の充実を図るものとし、関係機関との連携により、速やかに相談に対応し、相談者に対して必要な支援を行うこととしています。

第2項では、こどもに関する相談をしたい人が、必要な相談窓口にすぐにアクセスできるよう、その存在の周知を図ることとしています。

第5章 施策の推進

（計画の策定等）

第17条 市は、こどもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「計画」といいます。）を定めるものとします。

2 市は、計画に基づく施策の実施状況を定期的に検証し、必要に応じて計画の変更その他の必要な措置を講ずるものとします。

3 市は、計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとします。

【解説】

本条は、こどもに関する施策に市全体で取り組むに当たり、市が策定する計画について規定しています。

第1項では、こどもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するとしています。

第2項では、この計画に基づいて行われる施策の実施状況や、その施策による成果を検証し、必要に応じて変更等の措置を講ずるとしています。

第3項では、計画を策定し、又は変更した場合は、これを公表するとしています。

なお、計画に基づく施策の検証や、計画の策定、変更については、鈴鹿市こども・子育て会議条例（平成25年鈴鹿市条例第24号）第1条に規定する、市の附属機関である鈴鹿市こども・子育て会議において、専門的知見から意見や評価をいただき、計画の見直しについて検討を行います。

(広報及び啓発)

第18条 市は、この条例及びこどもに関する施策について、こども及び保護者等の関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとします。

【解説】

本条では、市が、この条例やこどもに関する施策の内容及び趣旨について、広報及び啓発を行うことについて規定しています。

こどもたちへの意見聴取では、この条例の内容をたくさんの人に知ってもらうための取組として、「広報すずか」や市ウェブサイトへの掲載、チラシやポスター等の配布・掲示のほか、SNS や動画配信など、多様な手法について意見をいただきました。また、「学校の授業で取り上げる」「こどもの権利について勉強できる場所を増やす」といった意見や、「今回のようにこどもの意見を聞く機会がたくさんあればいい」との声もたくさんありました。

条例制定に当たり実施した市民アンケートや、こども支援関連団体との意見交換会、また、こども・子育て会議では、こどもの権利に関する理解を社会全体で深めていくには、こどもだけではなく、大人への啓発が重要であるとの声もたくさんいただいています。対象に応じて周知の工夫を行いながら、効果的な啓発を行います。

こどもや保護者、そして、全ての市民に対し、幅広く周知・啓発を行い、こどもの権利や、こども・子育て支援の理解を深め、関係者が連携して、社会全体でこどもの健やかな育ちの支援に取り組むことが重要です。

第6章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

【解説】

本条は、この条例の施行について必要なことは、市長が規則や要綱で別に定めることを規定しています。

【 参考資料 】

● 「こども」表記について

「こども」の表記については法令上明確な区分はなく、法律により年齢基準も異なり統一されていません。一方、国は、こども基本法の基本理念を踏まえて、ひらがな表記の「こども」の使用を推奨しており、この条例でも「こども」という表記で統一しています。

なお、国は「こども」表記の判断基準について次のとおり示しています。

○ 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。

○ 特別な場合とは例えば以下の場合をいう。

・ 法令に根拠がある語を用いる場合

例：公職選挙法における「子供」

子ども・子育て支援法における「子ども」

・ 固有名詞を用いる場合

例：既存の予算事業名や組織名

・ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

例：子供期・現役期・高齢期のライフサイクル

（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」

（令和4年6月7日閣議決定）

（令和4年9月15日付内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室

「「こども」表記の推奨について（依頼）」より抜粋）

● 第2条関係

○ 児童の権利に関する条約

第1条 この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

○ こども基本法

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 略

○ 子ども・子育て支援法

(定義)

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

○ 児童福祉法

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターとする。

2 略

○ 学校教育法

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

● 第3条関係

○ 児童の権利に関する条約

第2条 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第6条 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第12条 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

● 第3条、第6条関係

○ こども基本法

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

● 第5条関係

○ こども基本法

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

● 第6条関係

○ 児童の権利に関する条約

第18条 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

2～3 略